

指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
	④・無期限
平成17年8月12日から 平成18年8月11日まで	

基監発第 0812001 号  
基安労発第 0812001 号  
基安化発第 0812001 号  
平成17年8月12日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局 監督課長  
安全衛生部労働衛生課長  
化学物質対策課長

現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場  
に対する再監督等の実施について

標記事業場については、平成17年7月15日付け基発第 0715001 号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について」に基づき各労働局において監督指導又は個別指導（以下「監督指導等」という。）を行ったところであるが、当該指導結果をみると、特定石綿等の粉じんの発生源を密閉する設備に係る法違反、呼吸用保護具の使用に係る法違反等が少なからず認められたところである。もとより、監督指導等において指摘した法違反については、是正報告書を提出させるなどによりその是正を確認しているところであるが、石綿等による健康障害防止対策に関する社会的関心が非常に高い状況等をも踏まえ、本件監督指導等における石綿等に係る法違反については、確実に是正を図る必要がある。ついては、本件監督指導等を実施した事業場について下記により再監督又は再指導を実施し、確実に是正を図っていただくようお願いする。


記

1 対象事業場等

平成17年7月15日付け基監発第 0715001 号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応の具体的な進め方について」記の2(1)に基づき監督指導等を実施した事業場のうち、  
[redacted] を対象として本年8月30日までに実施すること。

2 留意事項

[redacted]



### 3 報告

実施結果については、平成17年8月31日（水）までに監督復命書、安全衛生指導復命書、是正報告書等の写しを本省監督課まで報告（ファクシミリ可）すること。